

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

ŀ	多	(取扱割	果室名) ペーシ
O 告	表示		
1383	3 保安林の指定施業要件変更予定	(森林團	隆備課) 1
1384	4 "	(,,) 2
138	5 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	明 (//) 2
1386	6 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明	().) 2
1387	7 公共測量の実施	(技術訓	周査課)3
1388	1388 地籍調査の成果の認証		対策課)3
1389	9 "	().) 3
1390	0 "	(),) 4
139	1 "	(,) 4
1392	2 "	(,) 4
1393	3 "	(,) 5
1394	4 "	().) 5
139	5 道路の供用開始	(道路仍	呆全課)5
1396	6 道路の区域変更	(),) 6
1397	7 道路の供用開始	(),) 6
1398	8 公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港抵	長興課)6
1399	9 更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務に係	系る一般競争入	札に参
	加する者に必要な資格等	(警察	[2] [2] [2] [3] [4] [4] [5] [5] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6] [6
OI	E誤		
令和	口4年5月27日付け和歌山県報第314号和歌山県告示第686号中		10

和歌山県告示第1383号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1384号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33 条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1385号

令和5年和歌山県告示第1283号(以下「告示第1283号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

中島武

玉置克年

玉置クラ

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施 業要件

告示第1283号のとおり

和歌山県告示第1386号

令和5年和歌山県告示第1290号(以下「告示第1290号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

尾﨑一朗

平井太吉

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第1290号のとおり

和歌山県告示第1387号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近 畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。 令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量)
- 2 作業期間 令和5年7月28日から令和6年2月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市桃山町段地内

和歌山県告示第1388号

和歌山県橋本市御幸辻の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第1 9条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
 - 和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期

令和2年5月26日から令和5年3月6日まで

3 成果の名称

和歌山県橋本市御幸辻の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市御幸辻の一部地区

5 認証年月日

令和5年12月6日

和歌山県告示第1389号

和歌山県橋本市北馬場の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第1 9条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
 - 和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期

令和2年5月26日から令和5年3月13日まで

3 成果の名称

和歌山県橋本市北馬場の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市北馬場の一部地区

5 認証年月日 令和5年12月6日

和歌山県告示第1390号

和歌山県日高郡印南町大字標川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第18 0号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期 令和3年4月1日から令和5年3月15日まで
- 3 成果の名称和歌山県日高郡印南町大字標川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域 和歌山県日高郡印南町大字樮川の一部地区
- 5 認証年月日令和5年12月6日

和歌山県告示第1391号

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期 令和3年4月1日から令和5年3月17日まで
- 3 成果の名称和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区
- 5 認証年月日 令和5年12月6日

和歌山県告示第1392号

和歌山県西牟婁郡白浜町玉伝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 調査を行った者の名称
 和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期 令和2年5月26日から令和5年1月19日まで

- 3 成果の名称
 - 和歌山県西牟婁郡白浜町玉伝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
 - 和歌山県西牟婁郡白浜町玉伝の一部地区
- 5 認証年月日
 - 令和5年12月6日

和歌山県告示第1393号

和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 調査を行った者の名称
 和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
 - 令和3年4月1日から令和5年3月3日まで
- 3 成果の名称
 - 和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
 - 和歌山県西牟婁郡白浜町才野の一部地区
- 5 認証年月日
 - 令和5年12月6日

和歌山県告示第1394号

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 調査を行った者の名称
 和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
 - 令和3年4月1日から令和5年3月13日まで
- 3 成果の名称
 - 和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
 - 和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区
- 5 認証年月日
 - 令和5年12月6日

和歌山県告示第1395号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 海南市野尻字北裏345番5地先から同市野尻字西ノ峰332番1地先まで

供用開始の期日 令和5年12月15日

和歌山県告示第1396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江川小松原線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
日高郡日高川町大字土生字門田 1175番1地先から同町大字土生 字門田1159番2地先まで	П	6. 40	174. 70	
同上	新	10. 30	174. 70	

和歌山県告示第1397号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 江川小松原線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字土生字門田1175番1地先から同町大字土生字門田1159番2地先まで 供用開始の期日 令和5年12月15日

和歌山県告示第1398号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規 定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下 津港湾事務所及び和歌山市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港港湾管理者和歌山県代表者和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和5年12月15日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県 代表者 和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 埋立免許出願人
 - (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (2) 名称 和歌山県
 - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
 - (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平
- 2 埋立区域
- (1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点と2の地点とを結ぶ令和2年2月18日付け和歌山県指令港空第08190001号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D.L. +2.26mにより決定)、2の地点と5の地点とを順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「和歌山下津港」四等三角点)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から152度44分11秒 1,685.04mの地点

2の地点 1の地点から90度42分06秒 0.74mの地点

3の地点 2の地点から181度00分01秒 16.27mの地点

4の地点 3の地点から216度39分00秒 0.52mの地点

5の地点 4の地点から271度03分13秒 0.44mの地点

(3) 面積

 $12.23\,\mathrm{m}^2$

- 3 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462地内並びに1660番1及び1660番462の地先 公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、アの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点と を直線で結ぶ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「和歌山下津港」四等三角点)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

アの地点 基点から152度39分21秒 1,638.56mの地点

イの地点 アの地点から91度01分13秒 70.00mの地点

ウの地点 イの地点から181度01分13秒 100.00mの地点

エの地点 ウの地点から271度01分13秒 70.00mの地点

(3) 面積

7,000.00 m²

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和5年11月20日

和歌山県告示第1399号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年12月15日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
- (1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務

(2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務仕様書(以下「仕様書」という。) による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第3 8条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人 その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安 委員会(以下「公安委員会」という。)が認める者で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの 間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県が課する税(延滞金等を含む。) の全税目に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てを していない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受 けた者のうちでその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であるこ と。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) 公安委員会へ提出する資格審査申請書類
 - ア 競争入札参加資格審査申請書(その1)
 - イ 事業経歴書(定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類(法人設立を証明する書類をい う。)を含む。)
 - ウ 登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 直近2年分の財務諸表又は決算書(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれら に相当する書類)

- オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税(延滞金等を含む。) 全税目
- カ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書
- キ 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表
- (2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類
 - (1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書(その2)
 - イ 誓約書
 - ウ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)
 - エ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し
- (3) (1) のア及びイ並びに(2) のアからウまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年12月15日(金)から令和6年1月4日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間、5の(1)のアに掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) 及び(2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年12月15日(金)から令和6年1月5日(金)までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和6年1月9日(火)までに回答するものとする。

- 4 資格審査申請書類の配布場所
 - 5の(1)のアに同じ。
- 5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間
 - (1) 公安委員会への資格審査申請
 - ア 提出場所

運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の(1)に掲げる申請書類を、令和5年12月15日(金)から令和6年1月11日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、アに掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和6年1月11日 (木) 午後5時までにアに掲げる場所に必着させなければならない。

- (2) 和歌山県への資格審査申請
 - ア 提出場所
 - (1) のアに同じ。
 - イ 提出期間

3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格審査申請の結果、公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和6年1月30日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、(1)のアに掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和6年1月30日(火)午後5時までに(1)のアに掲げる場所に必着さ せなければならない。

- 6 資格審査の結果通知
- (1) 5の(1)の結果通知

郵便により令和6年1月26日(金)までに通知する。

(2) 5の(2)の結果通知

郵便により令和6年2月5日(月)までに通知する。

- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めること ができる。
 - ア 公安委員会への理由の説明の求め 令和6年2月6日(火)午後5時まで
 - イ 和歌山県への理由の説明の求め 令和6年2月15日(木)午後5時まで
- (2) (1) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (3) (1) のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に 対して書面により行うものとする。
 - ア (1) のアに対する回答

令和6年2月9日(金)までに回答するものとする。

イ (1) のイに対する回答

令和6年2月20日(火)までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、5の(1) のアに掲げる場所とする。

正 誤

令和4年5月27日付け和歌山県報第314号和歌山県告示第686号中

ページ	誤	Œ
12	理事 福田茂博	監事 福田茂博